

4. 関連する法令・表示について^(注4)

電気用品安全法の対象となる品目について、法令に定められた技術基準適合などの義務を届出事業者が果たした証として、PSE マーク等を商品に表示することができます。この PSE マーク及び定められた表示がされている電気用品でなければ、販売、又は販売のための陳列を行うことが禁止されています。なお、インターネット通販サイトなどで「PSE 認証済み」などと謳い販売されている商品がみられますが、PSE マークは、事業者が電気用品安全法に定められた義務を履行していることを自ら証明するもので、「国から取得」したり、「PSE 認証取得」するようなものではありません。

(1) 充電器

一般的にスマートフォンなどの充電に使用される、商用の交流100Vを入力し直流を出力する充電器は、電気用品安全法に定められた「特定電気用品」の「直流電源装置」に該当します。製造・輸入事業者は、事業の届出、技術基準適合義務等、特定電気用品の適合検査の義務を果たした上でPSEマーク等の表示が可能となります(図2参照)。

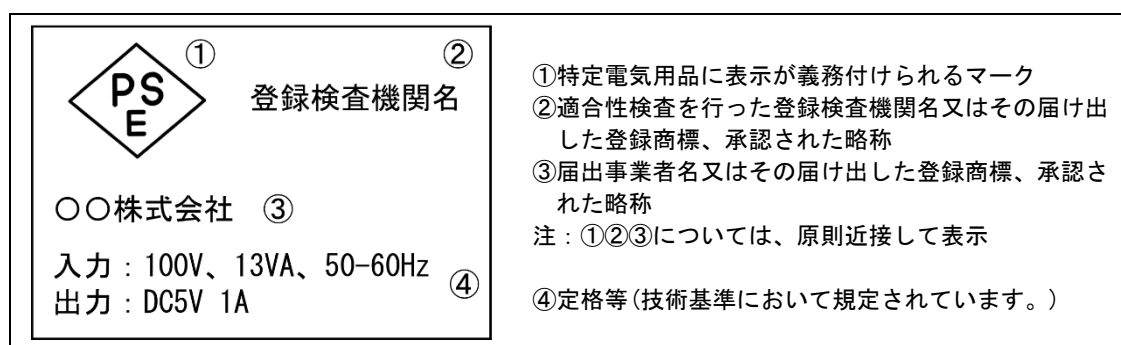


図 2. PSE マークの例(直流電源装置)

(2) リチウムイオン電池及びモバイルバッテリー

リチウムイオン電池及びモバイルバッテリーは、電気用品安全法に定められた「特定電気用品以外の電気用品」の「リチウムイオン蓄電池」に該当します。内蔵する単電池1個当たりの体積エネルギー密度が、400Wh/L以上のものが対象となり、製造・輸入事業者は、事業の届出、技術基準適合義務等の義務を果たした上でPSEマーク等の表示が可能となります(図3参照)。

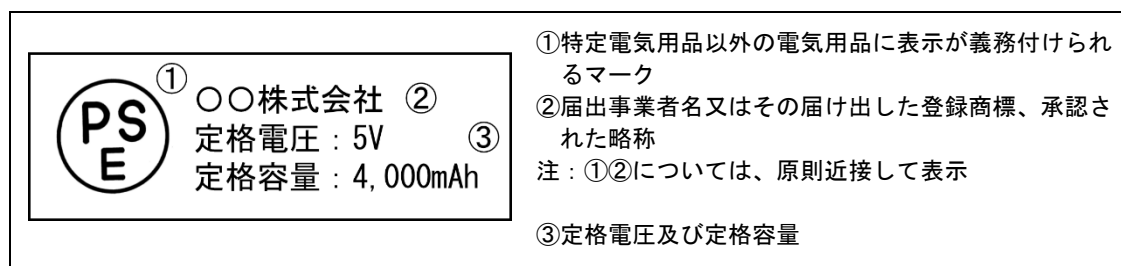


図 3. PSE マークの例(リチウムイオン電池及びモバイルバッテリー)

(注 4) 「電気用品安全法 法令業務実施手引書(Ver 4.1)～製造・輸入事業者向け～」

(2021 年 1 月 1 日 経済産業省 製品安全課)をもとに、国民生活センターでまとめたものです。